

(5) 成績不良による退学に関する内規

(趣旨)

第1条 著しく成績が不良で、所定年限内の卒業の見込みがない学生に対する退学処分については、この内規の定めるところによる。

(退学勧告の対象者)

第2条 本学は、次の各号に掲げる学生が、正当な理由なく、当該各号に定める数の単位を修得できなかったときは、前条の学生に該当するものとして、自主退学を勧告することができる。

(1) 外国人留学生（予備課程在籍者以外の者）各セメスターにおいて合計14単位

(2) 外国人留学生（予備課程在籍者）続する2セメスターを通じて合計14単位

(3) その他の学生連続する4セメスターを通じて合計32単位

2 前項の規定は、履修登録の不履行、著しい出席不足その他の理由により、各セメスターにおける成績の決定よりも前に、同項各号の単位数を修得できない見込みであることが明らかである場合について準用する。

3 第1項の規定は、入学年次からの通算のGPA（Grade Point Average）が1.0に満たない学生について準用する。

(改善の機会の確保と退学処分の手続)

第3条 学生の成績又はその見込みが、前条各項の勧告の条件に該当したときは、当該学生のアドバイザーア教員又は所属ゼミの教員は、当該学生と学業の改善に向けた面談を行い、必要な指導を行う。

2 前項の面談をした学生は、面談後速やかに、学業の改善に関する所定の様式の誓約書を、面談をした教員に提出しなければならない。

3 本学は、次のいずれかの条件に該当した学生に対しては、自主退学を勧告するものとする。

(1) 第1項の面談に応じなかつたこと（所在不明又は連絡の不通により面談の約束ができなかつた場合を含む。）

(2) 前項の誓約書を提出しなかつたこと

(3) 前項の誓約書を提出した後、次のセメスターにおける成績が、再び前条の勧告の条件に該当したこと

4 前項の規定にかかわらず、学科長は、前項の学生の授業の出席状況が良好であることその他の理由により、なお改善の見込みがあると認めたときは、教務部長に対し、自主退学の勧告を1セメスターの間保留することを要請することができる。

5 前項の要請に応じて自主退学の勧告を保留したときは、第3項第3号の条件の適用は、勧告を保留した直後のセメスターにおける成績を対象とするものとする。

6 学長は、第3項の勧告に従わなかつた学生（所在不明又は連絡の不通により勧告を到達させることができなかつた学生を含む。）について、教務部委員会の答申を経て、その退学処分を決定する。

(改廃手続)

第4条 この内規の改廃は、教務部委員会及び大学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、1993年4月1日から施行する。

この内規の一部改正は、2008年4月1日から施行する。

この内規の一部改正は、2012年4月1日から施行する。

この内規の改正は、2017年9月25日から施行する。

この内規の改正は、2018年4月1日から施行する。

この内規の改正は、2019年4月1日から施行する。